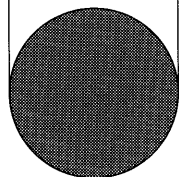


市民活動と自治体の協働に向けて



① 市民活動先進地域としての横浜の課題

■小沢朗・重内博美・竹前大

① 市民活動先進地域としての横浜の課題
② 憲法八九条後段と「横浜コード」
↳ 憲法解釈論と政策論

1-1 はじめに

2-1 横浜での先進事例

3-1 自治体の市民活動推進施策

4-1 市民活動の「自主性」「個性」と行政の立場

5-1 検討委員会での検討

6-1 市民活動団体実態調査

1-1 はじめに

多くのボランティアが全国から集まり大きな力を発揮した阪神・淡路大震災から四年が経過した。この間ボランティア等の市民の自主的活動に対する関心が高まり、市民活動等に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」(通称「NPO法」)も平成十年十二月から施行されている。(注1)

市民活動には非営利性、テーマ性、獨創性などの特徴があり、行政や企業にないサービスの供給者としての役割も期待されている。市民活動と行政との協働は、大都市経営のうえでも大きな課題となっており、その基本的方針についての検討を進める「横浜市市民活動推進検討委員会」(委員長・堀田力さわやか福祉財団理事長・弁護士)が平成九年

秋発足し、十一年三月に最終報告を行うこととなった。ここでは、委員会設置に至るまでの背景と経過、憲法上の検討状況、横浜市の市民活動の実態について紹介し最終報告の内容については次号で詳説する。

2-1 横浜での先進事例

以前から、横浜は市民活動が質量共に活発な都市であると言われている。特に高齢化・成熟化が進み、市民ニーズの多様化が進んできたこの十年あまり、行政のサービスが供給されにくい分野について、市民活動が自らサービス供給に取り組む事例も出現するようになってきた。(注2) これらの活動の特徴は、市民の自主的な発意に始まり、人・モノ・金の活動資源を確保し、組織を作り、自らの計画

と手法でサービスを行うことにある。

3-1 自治体の市民活動推進施策

ところで、自治体における市民活動推進施策は、三段階に設定することが可能である。第一段階は、個人のボランティア活動等を推進するため情報や機会の提供等をするもの。第二段階は、それに加えて、ボランティアが集まったグループ活動を支援していくもの。第三段階は、さらに加えて、自立化し、安定した活動をする自主的組織と行政が協働して、よりよいサービスを市民に提供しようというものである。(注3)

全国で、ボランティア活動や市民活動・民間非営利組織(=NPO・注4)との連携策を探ろうとする自治体は多い。その大部分が

注1 同法の参考文獻としては、堀田力・雨宮孝子編「NPO法コンメンタール」特定非営利活動促進法の逐条解説」等がある。

注2 具体的な事例については、後述調査のヒアリング対象となった各団体が参考になる。

注3 市民活動推進施策の段階設定については他にも類例はあるが、個人・グループ・組織の三段階を設定することにより、市民活動の発展とそれに対応した施策の関係は理解しやすいと考えられる。小沢朗「自治体によるNPO支援とは」『老人保健福祉ジャーナル』(巻号所収 平成十年八月(環境新聞社))

第一もしくは第二段階に属するものだが、第三段階での事例も徐々に増えつつある。

横浜市での一例をあげると、「ボランティア・非営利活動と連携した在宅支援モデル事業」が八年度から行われている。この事業は、一定基準に適合する安定的・継続的なサービスマヘルプ三十三団体、配食九団体が参加し、三百一件の連携実績が報告されている。(注5)

4 市民活動の「自主性」「個性」と行政の立場

このような事例からも、協働によつての意義と効果が具体的に認識され始めたと同時に、考えなくてはならない課題も現れてきた。(注6)

自発的に発足し、自主的組織として発展しようとする市民活動にとつては、その独自の使命(ミッション)こそが重要であり、社会の中で個性を発揮することが支援者から支持を得ることになる。一方、全体の奉仕者である行政にとつては公平であることが大前提であり、民主的なコントロールに従うことが求められる。

市民活動に対して行政が補助金を支出するときのことを考えてみよう。法的根拠は地方自治法第二三二条の二「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ」とある。ここにある公益性の認定は専ら行政が行う、というのがわが国の伝統的な手法である。行政が

懸念することは、公金等を使用しての政治活動、宗教活動、営利活動等であり、一部だけの利益とならないことや無駄使い等がないことが求められる。補助金は監査の対象ともなるため、行政は堅い「枠組み」を決め、「監督」することに傾注する傾向をもつ。(注7)過度の監督は、自主性を本旨として干渉されまいとする市民活動との間で、考え方の衝突を招くことにもなる。

自主的な市民活動がサービスマヘルプ主体としての実力・組織力を持つに至ると、補助金等公金の支出は、安定的・継続的な効果を拡大させると同時に、個性と公平性との相克もまた増幅され、それはしばしば現場の人間同士の努力では解決できないレベルのものにもなる。ここにおいて「公益」とは何か、「協働」とはどうあるべきかについて、既定の法制度の課題も含めた、市民活動と行政との間で確認しておくべき新しいルールが必要になったのである。

このことは、先にあげた市民活動施策の第三段階に入った横浜市ならではの、乗り越えなければならない課題があることを意味している。

5 検討委員会での検討

前述のとおり平成九年に発足した検討委員会では、①これからの社会における市民活動の役割、②これからの市民活動と行政の関係、③市民活動と行政との連携のあり方(新たな関係づくり)への提言の三点を検討内容とし、約二年間にわたって検討を進めてきた。

この委員会では、本委員会の他、月一回程

度の小委員会を開催し、市内の市民活動団体代表との意見交換等も行いながら、「6」参照) 詳細な検討を重ねてきた。

① 検討委員会の特徴と意義

市民活動推進に関する検討は多くの自治体で行われているが、横浜市の検討委員会の最大の特徴は、市民活動と行政の協働の基本的なあり方について法的課題(憲法第八九条後段 P 59の条文参照) 検討を行った点にある。公金支出や公の財産の使用を伴う市民活動と行政の協働についての新たなルールづくりにおける協働の実態と憲法第八九条後段の規定との関係の整理は、行政のみならず、市民活動団体にとつても、その活性化に向けた大きな課題であるという視点(注8)に立ったこの検討は、他の自治体にも共通するということでも役立つ意義のあるものだといえよう。

② 中間報告の骨子「横浜コード」

検討委員会では、平成十年九月、最終報告に先駆け「中間報告」を発表した。

この中で横浜市における市民活動と行政の協働に関する新たなルールとして提案されたのが「横浜市内における市民活動との協働に関する基本方針」II「横浜コード」(以下、「横浜コード」という)である。以下で、そのポイントを紹介する(詳細は次号)。

⑦ 協働の原則

市民活動と行政の協働にあたって尊重すべき原則として「対等の原則」「自主性尊重の原則」「自立化の原則」「相互理解の原則」「目的共有の原則」「公開の原則」の六項目が

注4 NPOとは、狭義にはアメリカの法人制度における民間の非営利法人をさす。国際的には一九九〇年に着手されたジョンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクトでは「正式に組織されたものであること」「政府とは別組織であること」「営利を追求しないこと」「自己統治組織であること」「ある程度自発的な意志によるものであること」「宗教組織でないこと」「政治組織でないこと」の七項目があげられている。

なお、東京都の調査によれば「日本型NPOの定式化」として六つの標準を設けている。

- ・目的とする価値の開放性、客観性
- ・一定規模と活動の広がり、活動の有効性
- ・意思決定の独立性
- ・参加の自発性
- ・活動の継続性
- ・利益の非配当

市民活動団体のうち以上の六点を満たすものを「一般的NPO」と称し、現在は満たしていないが今後発展することが見込まれるものを「萌芽的NPO」として区別している。

東京都「行政と民間非営利組織(NPO)」(平成8年)

注5 横浜市社会福祉協議会「平成九年年度ボランティア・非営利活動と連携した在宅支援モデル事業報告書」平成十年十二月(横浜市社会福祉協議会)

注6 市民活動側からの行政との協働についての意見としては、後述「6」の調査結果からも「人件費などの継続的な運営補助」や「会の自主的活動は本来行政がやるべきこと」などがあげられている。

注7 民法監案においては、公益法人設立時等における主務官庁の許可の必要性およびその後の監督が明記されている。また、社会福祉事業法、私学助成法では、それぞれ社会福祉法人、学校法人に対する踏み込んだ監督権限が規定されている。これらの制度等による助成にあつても同様の監督を厳格に行わせようとする態度の要因となっているものと推測される。また、反対に自主性確保に配慮するあまり公金支出としての何らのチェックをもなすべきでないという反発も誘引していると思われる。

注8 委員会設置以前に、市民団体等への公金支出を憲法問題として言及した事例としては、山岡義典「自治体は市民セクターにどう関わるか」「自治体における市民セクター支援に関する報告書」九七年三月(市民セクター支援研究会)がある。

設定されている。

① 協働の方法

協働の六原則を基本に、行政は市民活動との協働を積極的に進めることとし、その具体的方法として「補助・助成」「共催」「委託」「公の財産の使用」「後援」「情報提供・相談・助言・コーディネート」をあげている。

② 公金支出や公の財産の使用に際しての必要要件 (P58～59「②」参照)

市民活動と行政とが具体的に協働を進める上で、公金支出や公の財産の使用を伴う場合の適正さを担保する要件として、「社会的公共性があること」「公費濫用の防止」「情報公開」を掲げている。

③ 中間報告後の検討

検討委員会では、中間報告発表後、公開フォーラムを開催し、百七十人を超える市民の意見を聴いた。横浜コードはこうした市民意見を反映させつつ更なる検討を行い、最終報告に向けて現在作業中である。このコードが協働社会の到来に向けた指針として、大きな役割を果たすものとなることを期待したいと思う。

6 一市民活動団体実態調査

昨年の特定非営利活動促進法施行後、市内の市民活動団体も徐々にではあるが法人化の認証を申請しつつある。まさにNPO元年ともいえるべきこのような昨今の状況に伴い、法人化の意向の有無に係わらず、市民活動全般に対する施策の方向性を検討する必要からスタートした市民活動推進検討委員会での議論

にあたり、市内における市民活動についての基礎的なデータのストックのために、市内市民活動実態調査を実施した。

従来、個々の分野別、地域別、テーマ別などの調査による実態は把握はされてきたが、総合的な調査はこれが初めてである。

調査は、①庁内・外郭団体に対する関係団体調査と②市民団体へのヒアリングによる活動の現状及び課題調査から構成される。

① 庁内・外郭団体関係団体は約二千七百

この調査は、市役所内の全局区(二十五局十八区役所)及び外郭団体に対して調査票を配布し調査を行った。

調査にあたり、いくつかの問題点があった。まず、ひとくちに市民活動団体といっても定義が曖昧で調査対象が絞りにくいこと。例えば生涯学習活動は対象とするのか否かなど。また市民活動は基本的には自発的、自立的に行うものであるため、すべての団体を行政が把握することは不可能であること等である。

これらについては、調査対象団体を資金提供、活動場所の提供など本市と何らかの関わりのある市民活動団体すべてとし、自治会・町内会、外郭団体、行政からの委嘱団体は対象から除外することにした。これにより、本市と現時点で関わりのない市民活動団体は、含まれないものとなった。

調査項目は団体名、代表者名、連絡先、活動ジャンル、活動内容、活動地域、会員数、活動拠点及び関わり方とした。

結果としては、十四局十八区役所八外郭団体から回答があり、関係のある市民活動団体の総数は二千六百九十八団体であった。

② 活動分野 (図1)

分野については、特定非営利活動促進法の十二分野別に分類した結果、保健・医療・福祉分野が一番多く三八%、ついで文化・芸術・福祉分野が三一%、子ども一八%、環境六%、まちづくり三%となった。

① 活動地域 (図2)

活動地域については、限定された特定の地域や区域を範囲とするものが多数(八七%)であるが、市域・県域を超えた広域で活動する団体もみられる。

④ 会員数 (図3)

団体の規模としては、会員数が五十人未満のものが全体の約八割を占めており、小規模の団体が多いことがわかる。

⑤ 活動拠点 (図4)

活動拠点をみると、地区センターが最も多く、ついで地域ケアプラザ、自治会・町内会館、自宅、専用事務所と続いている。

⑥ 関わり (図5)

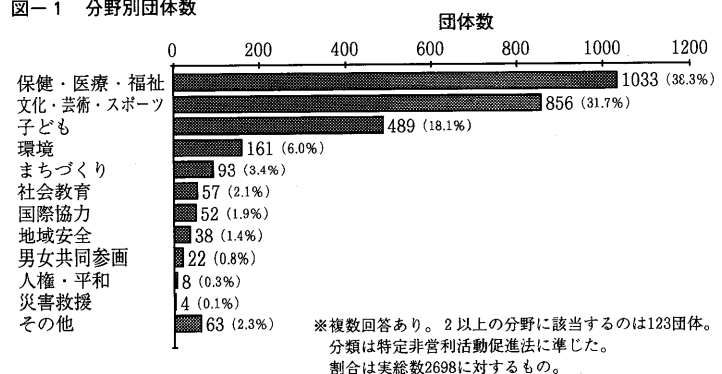
本市及び外郭団体との関わりについては、活動場所の提供、補助金・助成金、基金、相談・情報提供、後援、資機材提供などの順となっている。

⑦ 市民活動団体の現状及び課題

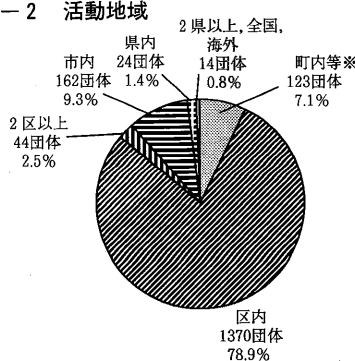
⑦ ヒアリング対象団体の選定
基本的な考え方
ヒアリング対象の市民活動団体は、次に示す考え方に基づき、市内にある多数の団体から十五団体を選定した。

横浜の地域特性や市

図一 分野別団体数



図二 活動地域



民特性などから欠かせない分野・ジャンルを幅広く網羅していること。

(社会的公共性のある組織) 責任をもった活動が展開できる事務局機能や事業推進機能を持ち、公益的で開かれた活動に取り組んでいること

(活動の拡がり) 会員規模や事業規模から判断して、活動としてのそれなりの拡がりを持していること

(行政等との連携) 団体の活動自体が、行政及び関連団体の施策や事業など何らかの形で連携しているか、将来その可能性を有すること

△十五団体の選定結果▽ (表1)

具体的には、様々な活動団体を把握している担当セクションに、市民活動団体調査票及び市民活動ヒアリング団体推薦書を提出してもらい、その中から上記の考え方に合致する十五団体を選定した。

①ヒアリング調査結果

△ヒアリング団体の概要▽

(活動分野及び活動場所)
 ・十五団体のうち、まちづくり・生涯学習・文化芸術の分野から五団体、保健・医療・福祉の分野から四団体、環境保全・リサイクルの分野から四団体、人権平和・男女共同参画・国際交流・協力の分野から二団体をヒアリング調査した。

・活動場所を見ると、町内等特定地区に限定された団体(五団体)、区の範囲で活動する団体(五団体)、市域・県内外・国外といった広域で活動する団体(五団体)にわかれる。(団体の規模及び設立時期)

・ほとんどの場合は会費を払って会員となる会員制をとっているが、うち二団体については会費を徴収していない。

・会員数が百人以内の団体は四団体で、そのほかの十一団体は百人以上の会員を持つ団体である。また、それらの多くは賛助会員、受給(利用)会員、会報の購読(通信)会員など、会員の種別も多様化している。

・設立時期を見てみると、設立してから七年たっていない団体が六団体、七年以上活動している団体は九団体となっている。

(団体の財政規模)
 ・財政規模を見ると、一千万円以上の団体は六団体、三百〜一千万円未満の団体は四団体、三百万円未満の団体は五団体となっている。全体としてみると、まちづくり・生涯学習や環境の分野の団体は小規模で、人権平和、福祉、国際交流などの分野の団体が比較的大きな財政規模になる傾向がある。

・財政規模が大きな団体では、行政や民間からの補助金や助成金を継続してもらっているケースが多い。なかには、行政からの委託料が主な財源になっている団体もある。

・ほとんどの団体は会員から会費を徴収しているが、その金額は年間一千〜五千円程度となっている。なかには、年額二万円以上の会費を徴収しているケースもある。賛助会員や団体会員などからは一万円程度の会費が徴収され、貴重な自主財源となっている。

(運営体制など)
 ・団体の運営体制としては、運営委員会、役員会、代表委員会、理事会、事務局等名称は様々あるが、十数名から構成される仕組みを持つ

ているのが一般的である。小規模な団体になると、五名程度で運営されるケースが多い。

・常勤の専従スタッフがいる団体は六団体のみで、そのほかは専従スタッフが配置していない。しかし、団員や役員が交代で電話番号などを務めたり、大きなイベントの準備態勢に入ると輪番制で電話受付を行うなど、専従的な体制を工夫している。

・活動の目的、会員資格、会計年度、運営体制などを決めた会則、定款などの規約は、十三団体がついている。残りの二団体では会則を持っていないが、これらは参加メンバーの自発性尊重や特定のリーダーを持たないなど、団体運営の考え方に基づいた措置である。

△団体としての課題▽

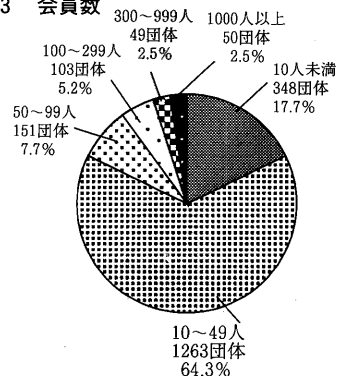
(課題の全体像)

・団体としての主な課題は、活動拠点の確保、活動資金の確保、事務局体制の充実、リーダー養成・会員拡大などとなっている。全般的な傾向としては、活動資金の確保を強調する団体は比較的少なく、リーダー養成や会員拡大といった人材の確保に関わる課題、活動拠点の確保に関わる課題が浮かび上がっているといえよう。

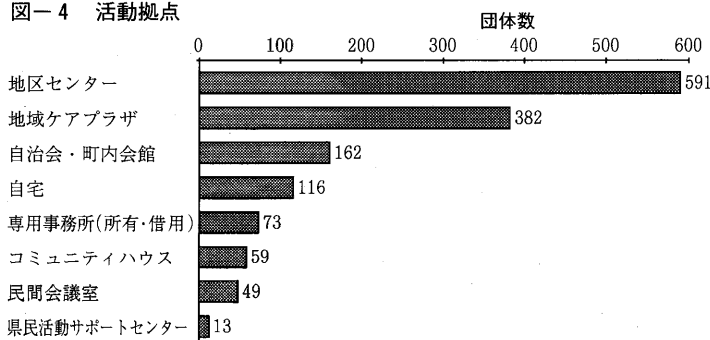
(活動拠点の確保について)
 ・十団体が活動拠点の確保を望んでいるが、そのうち六団体は現在事務所を持っており、現時点で事務所を持っていない団体は四団体である。

・現在事務所を持つ六団体では、スペース拡大、地域と連携が取りやすい場所への移転、練習場所の確保、受託範囲の拡大、間借りでない専用スペースの確保などがそれぞれ理由

図一三 会員数



図一四 活動拠点



※複数回答あり

となっている。

・現在事務所を持っていない四団体では、多くが活動に欠かせない農具・遊具・食器類などの保管場所に困っていることを理由にあげている。

(活動資金の確保について)

・活動資金について課題と答えている団体は五団体ある。資金があればマンパワーが拡大でき、活動の充実が図れるとする団体が三団体を占めている。

(事務局体制の充実について)

・事務局体制の充実が課題と答えた団体は六団体である。

・内容をみると、高いニーズに対応したいとする団体、特定の人に負担がかかりすぎた状態を解消したいとする団体、行政の嘱託員と指導員でコーディネーター役の待遇問題を改善したいとする団体、ボランティアとしての事務局と有償スタッフ制のどちらが最善かで揺れ動いている団体など、課題は異なっている。

(リーダー養成・会員拡大について)

・ほとんどすべての団体でこの課題をあげている。中身を見ると、最も多いのが、有資格者やコーディネーター、プレイリーダーなどの専門的なリーダーが必要とするという意見(六団体)である。

・次いで多い意見は、活動に忙殺されたりしなかなかなか会員拡大ができないとする意見(四団体) 賛助会員や協力を拡大したいとする意見(三団体) である。

(その他の課題について)

その他の課題(九団体が回答)としては、

活動が進展する段階の活動の模索に関する課題や、社会的な認知に関わる課題が多い。

(NPO法による法人化についての意見)

・NPO法による法人化については、全般的に、何らかの興味を持って動きを見ている状態といえよう。今のところ法人化を考えていないと答えた団体は二団体である。

・積極的に法人化を検討あるいは考えている団体は五団体であるが、多くは社会的な認知度が高まるとする一方で、税制上のメリットが少ないなどの問題点を指摘している。

・残りの七団体は、メリットなどをよく見極めてから考えるなど、当分様子を見たいとする意見である。

△行政等との関わり▽

(行政等からの支援)

・行政等からの団体支援としては、資金提供、場や情報の提供が主なものである。特に資金提供については、今回ヒアリングしたほとんどの団体は何らかの資金提供を受けている。

・現在資金提供を受けている団体は十団体のほり、かつて資金提供を受けたことがある団体は四団体である。各種基金などからの継続的な資金提供、委託契約に基づく委託料、運営費補助、区の生涯学習からの活動助成など、形態は様々である。福祉関係の資金提供を除くと、単発的な活動助成や年限を区切った活動助成が一般的であり、安定した財政運営ができないなどの意見も出された。

・場や情報の提供といった関わりでは、イベントや総会などの際に公共施設を使わせてもらえた(四団体)、イベント情報が区の広報紙へ掲載されたり、公共施設内に掲示された

ことなど(四団体)、また、シンポジウムやイベントを共催したなどの意見が見られた。

・その他行政等からの支援としては、行政からの後援、アドバイザーがあったなどの意見(三団体)、活動に対する表彰を受け社会的な認知が得られたとする意見(四団体) などがあがっている。

(行政への協力や連携)

・すべての団体は、何らかの事業、イベント、シンポジウムなどで、行政への協力や連携を図っている。区や局の主催する行事やイベントへの協力は、かなり一般化している実態である(七団体)。なかには、本来行政がやるべきこととの認識を団体ももちながら、行政からの紹介や要請を受け、団体が対応しているケースもある。特に、福祉分野の団体では、福祉事務所、保健所、社会福祉協議会などからの事業や措置対象者の受け入れを要請される場合が日常化している(四団体)。

・また、数は少ないが、担当者会議の定期開催、事例検討会開催など、継続して協力的な関係を継続しているケースもある。

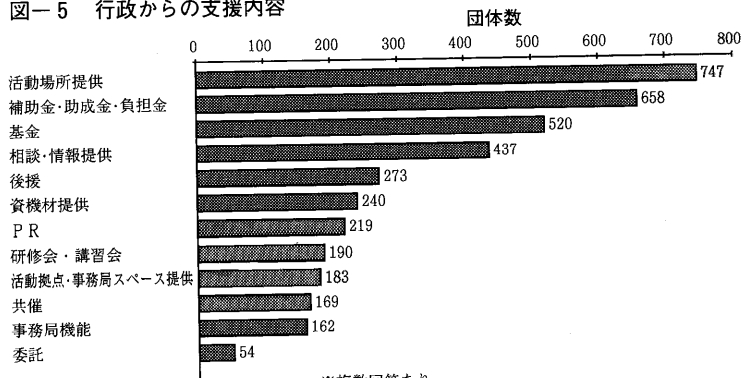
(行政等への意見・要望など)

・行政等への意見として全般的に共通しているのは、何かあった時だけの一時的な関係に終わらせず、日常的にきちんと情報や意見の交換をする継続的な協働関係を構築しておくべきであると考えている点である。

・また、福祉施策、公共施設利用などの面では、行政はもっと柔軟で弾力的な対応をしてほしいとする意見(六団体)が多い。

・市民と行政と一緒に事業を実施できる新しい制度や仕組みをつくるのが行政の役割だと

図一五 行政からの支援内容



※複数回答あり

する意見は五団体から出されている。

・特筆すべき意見としては、「自立支援だけでなく継続的な支援を」(二団体)、「行政と市民側の協働により双方が実力アップを」(三団体)、「行政の市民参加から市民活動への行政参加に」、「アンペイドワークに社会的評価を」、「イベントなどに行政のアドバイスを」などがあり、市民と行政との協働関係を築く際の参考となる。

△自主性確保や経済的自立などについて
(活動の自主性確保について)

・自主性確保についての留意点として多く指摘されたのは、活動に関係する様々な主体との連携を図り信頼関係に基づく活動とするという意見(五団体)、継続的、自発的で誰もが参加しやすい仕組みの活動とするという意見(五団体)である。

・行政機関の役割との関係についての意見で多かったのは、市民と行政などとのパートナーシップで活動を進めるべきとする意見(六団体)、本来行政が担うべき住民サービスを提供しているとする意見(四団体)である。そのほか特筆すべき意見として、「行政とはつかず離れずの関係」、「場所と資金は行政が確保し、責任は市民に」、「行政の補完ではなく、活動を通じた地域づくり」などが出されている。

・第三者機関によるチェックについての意見では、チェックの基準づくりを市民や行政が協働して行うべきとする意見(五団体)のほか、行政の制約を受けるなら補助金はいらない、行政とは気軽に相談しアドバイスをもら

える関係になりたい、行政とは関係がないので監督は受けたくないといった意見があった。(経済的自立について)

・補助金の必要性については、十団体がその必要性を認めているが、補助金は不安定要素が多く維持に不安もある、ふだんは必要でないが記念イベントなどの際に必要、民間助成の方が使いやすい、自己負担分の資金をつくり出すのが大変、などの問題点が指摘されている。また、その必要性より、場の提供や事前PRなどといった支援が欲しいとする意見、補助金がなくなれば会費制を導入するといった意見もあった。

・自立を損なわない補助のあり方については、例えばシエルター・事務所の経費、プレリーダーやコーディネーターの人件費などの継続的な運営補助が欲しいとする意見(六団体)が多かった。一方、イベントや講座などを行うための事業費補助を望む意見や委託事業を受けられるよう実力をつけたいといった意見もある。

・補助金の諸条件については、税金をもらうので行政への報告やチェックは当然とする意見(七団体)が大勢である。少数ではあるが「面倒だがしかたないこと」という意見もある。また、特筆すべき意見として「地域活動や地域づくりにつながる必要がある条件」、「契約内容を了解し、プラスアルファ部分でよりよいものに」がある。

(活動の公開性について)
・活動や会計内容などの公開については、すべての団体が総会や会報、ホームページなど

を通してオープンにしており、むしろ積極的に公開するのは義務、責務であるという認識が一般的になっている。そのことが、会員の拡大や社会的な認知を得るためにも欠かせないという見解である。

・活動内容は会報で広く公開している団体がほとんどである一方、個人のプライバシーに関わることについては慎重に対処しているという意見もあった。また一般公開された情報が無断で使用されるのは困るとの意見もあった。

③ 調査結果と横浜コード

以上の二つの調査により、すべての市民活動の詳細について確認することは難しいが、現時点の横浜市内における市民活動の特徴を大まかにつかむことができた。

これらの調査から得られた基礎的なデータを参考として、市民活動推進検討委員会の議論は展開された。特に小委員会においては「市民活動団体へのヒアリングによる活動の現状及び現状調査」でヒアリングした十五団体のうち、七団体を招いて直接委員と意見交換を行った。横浜市における市民活動と行政の協働の新たなルールとして提案されている「横浜コード」は法的課題の解決とともに、市民活動の実態に即した市民活動推進のあり方構築を目指したものである。

△小沢川企画局プロジェクト推進室担当係長／重内川同調査課担当係長／竹前川市民局地域振興課企画係長▽

表一 15団体の選択結果

分野	ヒアリング対象団体
1. 保健・医療・福祉	グループたすけあい、なか老人福祉まごころの会 生活クラブ運動グループ福祉協議会 ドリーム地域給食の会 (4団体)
2. まちづくり 生涯学習 文化・芸術	都筑イベント倶楽部、保土ヶ谷宿 400倶楽部、あそびを 広げよう・ピッツの会、横浜ポートシアター、 二俣川銀座商店街振興組合 (5団体)
3. 環境保全	舞岡公園を育む会、ファイバー・リサイクル・ネットワー ク、あおばく・川を楽しむ会、恩田の谷戸ファンクラ ブ (4団体)
4. 人権・平和 男女共同参画 国際交流・協力	かながわ・女のスペース“みずら” 草の根援助運動 (2団体)